

平成27年度東浦町教育委員会事務点検・評価表（評価対象年度：平成26年度）

事業番号	11	担当課	生涯学習課
1 事業名	うの花音楽祭事業		
2 総括評価 今後の課題	出演者及び来場者のニーズを把握し、例年同様の内容にならないよう検討する必要があると考えます。また、学習成果をボランティア活動に活かす等の地域課題解決につながるような取り組みの一環となるよう啓発をしていく場になるとよいと考えます。		
3 事業の背景	元来、文化協会主催のコーラス発表会（プロムナードコンサート）として実施していた事業であったが、主たるグループが文化協会から脱会したため、事業を町が文化振興事業の1つとして実施しています。		
4 事業の目的	音楽を生涯学習活動としている方々に、日頃の活動の成果を発表できる場を提供するとともに、町内外の人との交流や異世代間のつながり作りを促します。 また、来場者が生涯学習を始めるきっかけづくりとして実施します。		
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	社会教育法第22条、教育基本法第3条、教育基本法第12条		
6 関連事業	—		
7 具体的な 実施内容	合唱団が自らの力で活動を企画・運営し、自立した社会参加活動を促すために実施するものです。 東浦町コーラス連盟への委託事業として開催します。 【日 時】 平成26年12月7日（日） 午後1時30分から午後4時00分まで 【場 所】 文化センター ホール 【参加者】 出演コーラスグループ7団体（150名）、来場者287名 【内 容】 各グループが3～5曲を発表し、合同で2曲を合唱する。 【東浦町コーラス連盟】 構成員：コーロ・ドマーニ始め5団体（町内の合唱グループを中心とした団体） 【委託内容】 ①企画・立案・運営 ②事業計画書の提出 ③事業報告書の提出		
8 事業実績 (H24～ 26年度)	委託金 平成24年度 200,000円 平成25年度 180,000円 平成26年度 180,000円	出演グループ数 6団体(118名) 8団体(196名) 7団体(150名)	来場者 320名 378名 287名
9 特記事項	平成26年度は、出演グループを公募でも募集し様々な団体が参加できる音楽祭を企画しています。 （昨年と同様に町外の子どもグループ1団体と文化センター講座から同好会を立ち上げ活動している1団体が出演しました。）		

10 総事業費(千円)			24年度決算		25年度決算		26年度決算		27年度予算	
			2,800	2,580	対前年比(%)	420	対前年比(%)	420	対前年比(%)	
支 出	事業費	委託費	200	180	90.0%	180	100.0%	180	100.0%	
		役務費	0	0	0	0	0	0	0	
		需用費	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	
		合計	200	180	90.0%	180	100.0%	180	100.0%	
11 事業の評価			①法により市町村義務と定められている。			すべて	一部	○	いいえ	
			②行政関与の必要性が高い。			高い	○ 普通		低い	
			③事業効果が高い。			高い	○ 普通		低い	
			④事業範囲・規模は妥当である。			妥当	○ 改善の余地あり			
			⑤受益者負担は妥当である。			妥当	改善の余地あり			
			⑥手法は適切である。			適切	○ 改善の余地あり			
12 評価の理由			活動者主体で実施できる可能性が高い事業ですが、行政として音楽を生涯学習活動の一環として住民が、日ごろの活動の成果を発表できる場を提供し、活動を充実させる必要があると考えます。							
			③ 文化センター事業として、町内外や年齢を問わず学習機会の確保や学習成果の発表ができる場を広く提供しています。							
			町内外や年齢を限定せず実施している事業ですが、出演者の固定化、来場者の年齢の偏等があるため、住民が幅広く参加でき、また興味関心を持ってもらえるような内容に改善する余地があります。							
			⑤ 出演及び観覧は無料で、受益者負担金はありません。							
			委託形式により、自主的な活動を促すことができ、生涯学習活動にさらなる付加価値を持たせることができると考えますが、現状は委託者と行政が協働している業務や行政主導で委員会等を行っている部分があるため、委託方法等について検討する余地があると考えます。							
13 事業を			有名歌手等をゲストとして招くことで、住民の興味関心を引き、来場者の増加につながります。この場合、受益者に負担金を求めることも考えられます。また、町財政負担の増加や場合によっては会場の収容人数不足になると考えられます。							
			現状に比べ、出演者(受託者)自身の主動で積極的に企画立案及び運営をすることになるため、受託者の自由な発想で事業が行え、より効果的な生涯学習の推進につながると考えますが、事業費が賄えず、出演者等の実費負担分が増加することにより、出演者の減少に繋がりがねません。							
14 事業の方向性			拡大	改善	○	現状維持	縮小	廃止		

平成27年度東浦町教育委員会事務点検・評価表（評価対象年度：平成26年度）

事業番号	12	担当課	生涯学習課
1 事業名	ジュニアリーダー育成事業		
2 総括評価 今後の課題	小学生の会員は多いが、部活動により中学生になると退会することが多いため、指導者（リーダー）になるための育成が途中で終わってしまうのが現状です。このため、指導者不足にもつながっています。また、目的が「人材育成」のため、事業の評価がし辛いのと同時に、長期的な関わりがないと成果が見えにくい事業でもあります。具体的な目的目標を立て活動を行うことで、子どもたち自身に成長を感じさせ、継続した活動につながるよう、運営内容を見直すことが必要であると考えます。		
3 事業の背景	青少年小学4年生から中学生までの児童生徒を対象に、住んでいる地域を越えた仲間づくりや異年齢の者が交流し、地域活動やボランティア活動を体験することによりリーダーとしての資質の向上を願っています。		
4 事業の目的	ジュニアリーダーの育成を通し、体験の場と様々な人との関わりの場を提供することにより、地域とのつながりを深め、豊かな人間関係と思いやりの心を育みます。 将来の地域の活動の担い手を育成します。		
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	青少年健全育成基本法 青少年育成施策大綱 愛知県生涯学習推進計画		
6 関連事業	—		
7 具体的な 実施内容	小学校4年生～中学3年生までがジュニアリーダーとなり、シニアリーダー、指導者を中心に、月1回の定例会をとおして、リーダー育成をおこなっています。 【実施内容】 会 員 数：45名 活動内容：ゲーム研修、料理研修、防災キャンプ、福祉まつり(盲導犬募金)へのボランティア参加、ニュースポーツ、クリスマス会、振返り会 等 募集方法：各小学校にチラシを配布 指導者：ジュニアリーダー経験者1名（女性）、ボーイスカウト経験者1名（男性）		
8 事業実績 (H24～ 26年度)	会員数 H24年度 92名 H25年度 43名 H26年度 45名		
9 特記事項	平成27年度は指導者と相談し、指導者2名で目が届くように定員を35名としました。		

10 総事業費(千円)			24年度決算		25年度決算		26年度決算		27年度予算			
			2,105	1,944	対前年比(%)	963	対前年比(%)	0	対前年比(%)			
支 出	事業費	報償費	65	50	76.9%	98	196.0%	100	102.0%			
		借上料	11	0	0.0%	228	0	300	131.6%			
		需用費	14	34	242.9%	33	97.1%	40	121.2%			
		その他	0	0	0	4	0	11	275.0%			
		合計	90	84	93.3%	363	432.1%	451	124.2%			
11 事業の評価			①法により市町村義務と定められている。			すべて	一部	○	いいえ			
			②行政関与の必要性が高い。			高い	○	普通		低い		
			③事業効果が高い。			高い	○	普通		低い		
			④事業範囲・規模は妥当である。			○	妥当	改善の余地あり				
			⑤受益者負担は妥当である。			○	妥当	改善の余地あり				
			⑥手法は適切である。				適切	○	改善の余地あり			
12 評価の理由			年齢や居住区を越えた関わりを持つことのできる団体であり、また、行政の行う事業への参加による研修も行っているため、行政の関与により学校や地域と連携した取り組みができると考えます。									
			小学生の新メンバーの登録はありますが、中学生になると部活等で忙しくなり退会する子どもが多く、指導者(リーダー)への育成ができていません。しかし、多種多様な活動を通して人間形成には必要な事業と考えます。									
			指導者2人が看ることのできる子どもの数が40人程度が適当であるため、登録者数を増やすのであれば指導者の確保充実が課題となります。このため、現状の規模が妥当と考えます。									
			⑤ 飲食が伴う研修等については、実費徴収をしているため妥当であると考えます。									
			子ども会の機能が失われつつある現在、行政が育成団体を持つという運営手法は適当であると考えますが、高校生・大学生の参加は皆無であり、指導者への育成がなされておらず継続性・成長性がないため、それを確保できるような仕組みづくりを検討する必要があると考えます。									
13 事業を			拡大した場合									
			縮小・廃止した場合									
14 事業の方向性			拡大		改善	○	現状維持		縮小		廃止	

平成27年度東浦町教育委員会事務点検・評価表（評価対象年度：平成26年度）

事業番号	13	担当課	生涯学習課
1 事業名	ミュージックフェスティバル事業		
2 総括評価 今後の課題	青少年の集団活動、居場所づくりとしては重要な事業です。 出演者及び来場者のニーズを把握し、例年同様の内容にならないよう検討する必要があると考えます。また、青少年と地域住民が協働して行っている数少ない事業のため、中学校や高校等へ積極的に周知活動を行い、ボランティアスタッフ等を募ることで、事業を活性化させたいと考えます。 青少年を対象として、活動できる場や仲間づくりの機会を提供し、グループリーダーの育成が必要となっています。		
3 事業の背景			
4 事業の目的	青少年が自らの力で活動を企画し、協力や努力をして何かを成し遂げる体験をすることにより、自立し、創造する青少年の育成及び青少年の社会参加活動の推進を図ることを目的としています。		
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	子ども・若者育成支援推進法 青少年育成施策大綱 愛知県生涯学習推進計画（第5次東浦町総合計画）		
6 関連事業	—		
7 具体的な 実施内容	青少年が自らの力で活動を企画・運営するよう、青少年らで組織する実行委員会に事業委託し、自立した社会参加活動を促すために実施するものです。また、日ごろの練習成果を発表する場でもあります。 ＜平成26年度実施内容＞ 日時：平成26年8月24日（日） 午後1時から午後5時30まで 場所：文化センター ホール 出演者：公募により集まった10組（東浦未来含む） 内容：各出演者が25分程度で演奏を行う （ダンス、バンド演奏、ゲーム） 来場者：約250名 当日の演奏だけでなく、前日の準備（音楽機材等の設置や会場作り等）や片付けについても実行委員と公募により応募のあったスタッフが共同で行い、青少年が自主的に参加しています。 役場ロビーにてプレイベントを行い、開催のPRを行いました。 ミュージックフェスティバル実行委員会 構成員：町内の音楽愛好家 4名 委託内容：企画・運営・実施 （ポスター、プログラムの作成（デザイン構成を含む）及び購入 会場設営及び撤去等） 運営スタッフ：町広報及びホームページに掲載し公募しています。 対 象：町内在住、在勤の高校生以上		
8 事業実績 （H24～ 26年度）	＜平成24年度＞ 予算（委託金）360,000円、出演者：12組、来場者約250名 ＜平成25年度＞ 予算（委託金）360,000円、出演者：9組、来場者約180名 ＜平成26年度＞ 予算（委託金）360,000円、出演者：10組、来場者約250名		
9 特記事項	—		

10 総事業費(千円)			24年度決算		25年度決算		26年度決算		27年度予算		
			1,465	1,380	対前年比(%)	600	対前年比(%)	600	対前年比(%)		
支 出	事業費	委託費	360	360	100.0%	360	100.0%	360	100.0%		
		役務費	0	0	0	0	0	0	0		
		需用費	0	0	0	0	0	0	0		
		その他	0	0	0	0	0	0	0		
		合 計	360	360	100.0%	360	100.0%	360	100.0%		
11 事業の評価		①法により市町村義務と定められている。				すべて	一部	○ いいえ			
		②行政関与の必要性が高い。				○ 高い	普通	低い			
		③事業効果が高い。				高い	○ 普通	低い			
		④事業範囲・規模は妥当である。				○ 妥当	改善の余地あり				
		⑤受益者負担は妥当である。				妥当	改善の余地あり				
		⑥手法は適切である。				適切	○ 改善の余地あり				
12 評価の理由		② 青少年が主体で実施できるリーダー育成が図られる、また、青少年が活躍できる場・居場所となる場を提供するための行政関与の必要性が高いと考えます。									
		③ 出演者を公募するものの、新規の出演者の応募がありません。音楽のみならずダンスとバンドのユニット企画等も実施していますが、入場者もやや増加しました。また、同じバンドが定着化していることは、成果の発表の場及び居場所の提供にはつながっていると考えます。									
		④ 出演者が固定化し、来場者が出演者の関係者に偏っています。広く興味関心を持ってもらえるような内容に改善する必要があります。									
		⑤ 出演及び観覧は無料で、受益者負担金はありません。									
		⑥ 自主的な活動を促すことができますが、現状は委託者と行政が協働して開催しているため、さらに自立を促します。									
13 事業を	拡大した場合	有名な歌手やバンドをゲストとして招くことで、住民の興味関心を引き、来場者の増加につなげます。この場合、受益者に負担金を求めることも考えられます。また、町財政負担の増加や場合によっては会場の収容人数不足になると考えられます。									
	縮小・廃止した場合	事業費を賄えず、出演者等の実費負担により事業を実施することになるため、出演者の減少に繋がる可能性があります。									
14 事業の方向性		拡大		改善	○	現状維持		縮小		廃止	

平成27年度東浦町教育委員会事務点検・評価表（評価対象年度：平成26年度）

事業番号	14	担当課	生涯学習課												
1 事業名	家庭教育事業														
2 総括評価 今後の課題	各小学校で行う家庭教育事業は参加率が低いものの、家庭教育は社会的課題と関係する重要な支援策の一つです。各小学校の実態に応じた講座内容に見直し、町民のニーズに応えられる事業内容に変えていく必要があると考えます。また、これにより事業対象者を拡大することでもでき、参加者の増加にも繋がると考えます。														
3 事業の背景	核家族化や少子化による子育て経験の減少、地域のつながりの希薄化等から家庭が孤立したり、また労働条件の変化といった社会的な要因により、家庭教育が困難になっている現状があります。こうした課題に対応するため、保護者への支援が求められています。														
4 事業の目的	親子のコミュニケーションづくりを推進し、思いの伝え方、受け取り方等を保護者が学ぶことで、健全な親子関係の育成に寄与します。 就学前や小学生の子育て家庭が抱える課題解決に向けて、家庭教育に関する知識・技術の向上を目指した学習機会を提供することで、家庭の教育力向上を推進します。														
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	教育基本法第10条、社会教育法第3条、愛知県生涯学習推進計画														
6 関連事業	親子ふれあい事業														
7 具体的な 実施内容	家庭教育講座 【講師】 親業インストラクター 【実施目的】 ・保護者を対象に、よりよい親と子のコミュニケーションのあり方を学ぶ研修です。 ・親子の対話力を高める実習を取り入れた講演内容で実施します。 【実施対象者】 小学校の保護者及び教師（各小学校で実施）基本的には1年生の保護者を対象としています。 【実績】 7小学校で実施 受講者163名 親業訓練入門講座 ・家庭教育講座に関連し、さらに学びを希望する保護者に開催します。 ・親と子のコミュニケーションを手がかりに子供の自立を考えます。 ①きき上手な親（聴き方のトレーニングをします。） ②気持ちの伝え方（自分でやる子に育てるための方法を学びます。） 【周知方法】 広報ひがしうら、町ホームページ 【受講料】 講師料の3/4を定員で除した額 【対象者】 保育園・幼稚園・小学校の子ども親 【実績】 全4回講座 受講者17人														
8 事業実績 (H24～ 26年度)	<table><tr><td></td><td>家庭教育講座</td><td>親業訓練入門講座</td></tr><tr><td>平成24年度</td><td>181人</td><td>2講座 24人</td></tr><tr><td>平成25年度</td><td>233人</td><td>1講座 15人</td></tr><tr><td>平成26年度</td><td>163人</td><td>1講座 17人</td></tr></table>				家庭教育講座	親業訓練入門講座	平成24年度	181人	2講座 24人	平成25年度	233人	1講座 15人	平成26年度	163人	1講座 17人
	家庭教育講座	親業訓練入門講座													
平成24年度	181人	2講座 24人													
平成25年度	233人	1講座 15人													
平成26年度	163人	1講座 17人													
9 特記事項	平成25年度から、親業訓練入門講座については、下記のとおり変更があります。 (変更前H24年度以前) → (変更後H25年度から) 2講座×4回 1講座×4回														

10 総事業費(千円)			24年度決算		25年度決算		26年度決算		27年度予算	
			820	665	対前年比(%)	730	対前年比(%)	749	対前年比(%)	
支 出	事業費	委託費	0	0	0	0	0	0	0	
		役務費	0	0	0	0	0	0	0	
		需用費	0	0	0	0	0	0	0	
		報償費	379	239	63.1%	239	100.0%	239	100.0%	
		合計	379	239	63.1%	239	100.0%	239	100.0%	
11 事業の評価			①法により市町村義務と定められている。			すべて	一部	○	いいえ	
			②行政関与の必要性が高い。			高い	○ 普通		低い	
			③事業効果が高い。			高い	○ 普通		低い	
			④事業範囲・規模は妥当である。			妥当	○ 改善の余地あり			
			⑤受益者負担は妥当である。			○ 妥当	改善の余地あり			
			⑥手法は適切である。			適切	○ 改善の余地あり			
12 評価の理由			家庭教育の取り組みにおいて、具体的な支援活動の企画や運営、子育てネットワーカー等 ② 地域人材による活動をコーディネートしたり、学校や専門家等と連携をする等、行政だからこそ担える役割もあると考えます。							
			③ 事業効果が顕著に分かる事業ではなく、長い目で支援していくことが効果に繋がると考えます。親業訓練講座受講後に受講者でサークル活動をしている方もいます。							
			親の育ちを応援することが家庭教育支援の基本的な方向性ですが、子どもの成長発達につれて家庭教育の課題は変化します。現在、事業内容は小学生の子を持つ親向けになっており、学齢期や青年期に至るまでの支援ができるのが望ましいと考えます。							
			⑤ 家庭教育講座については、受益者負担金はありませんが、親業訓練講座は受講者が事業費の3/4を負担しているため妥当と考えます。							
			⑥ 現在、行政が企画運営していますが、企業やNPO等の民間セクターについても家庭教育支援取り組みの担い手としてあげることができるため、改善の余地があると考えます。							
13 事業を		拡大した場合	幼児期、学齢期、青年期等まで事業対象者を広げることで、家庭教育支援を必要としている様々な世代のニーズに応えることができますが、町の財政負担が大きくなります。							
		縮小・廃止した場合	平成24年度から平成25年度に対し事業を縮小したため、さらなる縮小または廃止は、住民のニーズに応えられなくなるばかりか、家庭教育の理念を実現する機会がなくなると考えます。							
14 事業の方向性			拡大	改善	○	現状維持	縮小	廃止		

平成27年度東浦町教育委員会事務点検・評価表（評価対象年度：平成26年度）

事業番号	15	担当課	生涯学習課
1. 事業名	東浦町高齢者教育事業		
2. 総括評価 今後の課題	高齢者が運営委員となって企画・運営することにより、高齢者の社会参加につながるとともに、地区のニーズに合った教室の開催が可能になっていますが、地区によって行政への依存度や委託金の使い方等にばらつきがあります。平成25年度事業仕分けにおいて「廃止」と判定された事業ですが、高齢者の社会参加に繋がり、ひきこもりや認知症予防等の効果も期待できるため、今後も継続を考えています。また、その他にも生涯学習講座の一環とした高齢者向けの講座を企画していきます。		
3. 事業の背景	生涯学習の一環として、幅広い年代の学習機会の提供が地方公共団体の責務です。また、地域社会とのかかわりが希薄であったことが多い勤労者に対しても、地域社会への参加の機会を提供する必要があります。		
4. 事業の目的	高齢者が、学習活動を自ら企画・運営を行うことで、自由に広範な学習を行うことができ、これにより、生きがいの創出、仲間づくり、社会参加を促すことを目的としています。		
5. 関係法令 国等補助制度 関連計画	教育基本法第3条第12条 社会教育法2条 高齢社会対策基本法 高齢社会対策大綱 生涯学習振興法 愛知県生涯学習推進計画		
6. 関連事業	文化センター講座、地区コミュニティセンター等講座		
7. 具体的な 実施内容	講座の企画及び運営を各地区高齢者教室運営委員会に委託します。 【委託内容】 高齢者教室内容の企画、立案、実施 【全体の流れ】 1. 高齢者運営委員会と委託契約を締結 2. 年度初めに高齢者運営委員会を開催し、予算、実施計画等について説明 3. 各地区ごとに教室の企画、立案、講師依頼をおこない、教室を開催（6月～10月） 4. 終了後、報告書の提出 【平成26年度実施内容】 実績：各地区（全6地区）年5、6回開催 所要時間：1回2時間程度 場 所：各地区コミュニティセンター（藤江地区のみ公民館） 対象年齢：60歳以上 募集方法：各地区ごとに回覧で募集 委託料の使途：講師料、雑費 その他：社会見学を除く教室へ4回以上参加した方に修了証を交付		
8. 事業実績 (H24～ 26年度)	委託料 平成24年度：480千円（各地区80千円） 平成25年度：540千円（各地区90千円） 平成26年度：540千円（各地区90千円）		
9. 特記事項	昭和48年に、60歳以上を対象とした高齢者教室を開始しました。平成18年度から、これまでの町による企画・運営形態から、高齢者教室運営委員会へ業務委託形態に移行し、運営委員自ら企画運営を行っています。		

10 総事業費(千円)			24年度決算		25年度決算		26年度決算		27年度予算	
			1,910	1,860	対前年比(%)	1,500	対前年比(%)	1,500	対前年比(%)	
文 出	事業費	委託費	480	540	112.5%	540	100.0%	540	100.0%	
		役務費	0	0	0	0	0	0	0	
		需用費	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	
		合計	480	540	112.5%	540	100.0%	540	100.0%	
11 事業の評価			①法により市町村義務と定められている。			すべて	一部	○ いいえ		
			②行政関与の必要性が高い。			高い	○ 普通	低い		
			③事業効果が高い。			高い	○ 普通	低い		
			④事業範囲・規模は妥当である。			○ 妥当	改善の余地あり			
			⑤受益者負担は妥当である。			妥当	改善の余地あり			
			⑥手法は適切である。			適切	○ 改善の余地あり			
12 評価の理由			② 生涯学習の一環として、高齢者に幅広い学習の機会を提供するためには、行政がある程度は関与しつつも高齢者の自発的な学習活動につなげることが望ましいと考えます。							
			③ 高齢者自身が企画・運営することによりニーズの把握ができ、充実した教室の開催が可能です。また高齢者の居場所づくりや生きがいがいづくりにも寄与していると考えます。しかし、学習機会の提供に留まっているため、学習成果の活用ができればさらなる事業効果が見込まれます。							
			④ 文化センター等で集約して講座を実施することも可能ですが、遠方の高齢者の参加が困難になったり、会場の規模に限度があるため、現状どおり各地区での開催が適当であると考えます。							
			⑤ 受益者負担金はありません。							
			⑥ 業務委託をしているものの、行政が企画・運営の補助を行う場合もあるため、自立に向けた支援方法を考える必要があります。							
13 事業を			拡大した場合							
			多様化する高齢者のニーズに対応することができます。							
			縮小・廃止した場合							
			無料で気軽に参加できる高齢者の学習や社会参加の場が減ることにより、生きがいづくりや学習意欲の減退につながります。							
14 事業の方向性			拡大	改善	○	現状維持	縮小	廃止		

平成27年度東浦町教育委員会事務点検・評価表（評価対象年度：平成26年度）

事業番号	16	担当課	生涯学習課
1 事業名	親子ふれあい事業		
2 総括評価 今後の課題	現在は北部中学校区に活動が限定されていますが、他の中学校区においても活動を促し、父親の社会参加活動を推進するとともに、オヤジの会の認識を高め、町内全体のつながりを持ち、家庭教育及び地域教育の向上に繋げることが課題です。		
3 事業の背景	平成18年度愛知県教育委員会より「父親の家庭教育参加推進モデル事業」として始まり、この事業をさらに定着・発展させていくために引き続き「東浦町親子ふれあい事業」として実施しています。		
4 事業の目的	東浦町子育て親育ちを考える会が自らの力で活動を企画し、相互にして体験をすることにより自立し、社会参加活動の推進を図ることを目的としています。		
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	教育基本法第10条、愛知県生涯学習推進計画		
6 関連事業	家庭教育推進事業		
7 具体的な 実施内容	東浦町子育て親育ちを考える会へ委託 【構成員】 北部中学校・森岡小学校・緒川小学校PTA会長、副会長、校長及び教頭 北部中学校区内の児童及び生徒の父親、OB、未就学児の親、賛同者、学校関係者 【委託内容】 ①活動内容の企画・立案・実施 ②事業計画書作成 ③事業報告書の提出 【この会が目指すもの】 子どもたちとの交流を図り健全な青少年育成を考え、成長を見守ります。 オヤジ同士の親睦を図り、意見交換などを行います。 【主なふれあい活動内容】 森岡小学校：モリモリフェスタ 緒川小学校：サマーフェスタ 北部中学校：北中フェスタ文化講座講師 三校合同：親子ふれあい事業		
8 事業実績 (H24～ 26年度)	<平成24年度> <平成25年度> <平成26年度>	委託料 7万円 7万円 7万円	活動内容 バスツアー、プール清掃、農園作業等 プール清掃、除草作業、バスツアー、側溝清掃 モリモリフェスタ、サマーフェスタ 親子ふれあい事業（三校合同）
9 特記事項	—		

10 総事業費(千円)			24年度決算		25年度決算		26年度決算		27年度予算	
			381	377	対前年比(%)	501	対前年比(%)	520	対前年比(%)	
支 出	事業費	委託費	70	70	100.0%	70	100.0%	70	100.0%	
		役務費	0	0	0	0	0	0	0	
		需用費	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	
		合 計	70	70	100.0%	70	100.0%	70	100.0%	
11 事業の評価			①法により市町村義務と定められている。		すべて	一部	○	いいえ		
			②行政関与の必要性が高い。		高い	○ 普通		低い		
			③事業効果が高い。		○ 高い	普通		低い		
			④事業範囲・規模は妥当である。		妥当	○ 改善の余地あり				
			⑤受益者負担は妥当である。		○ 妥当	改善の余地あり				
			⑥手法は適切である。		適切	○ 改善の余地あり				
12 評価の理由			活動者が自立した活動を既に行っており、行政が活動自体に関与しなくても活動者主体で運営しています。しかし、活動を行っている方々のバックアップとして行政が委託料というかたちで関与しています。							
			③ 学校区を越えた活動を行っており、活動者の地域の輪が広がるとともに、学校での学習活動に親や地域住民が参加することにより地域の教育力を高めることができます。							
			現在、北部中学校区の中に事業委託しており、町内全体の活動の広がりが少ないため、各中学校区にこうした事業委託をすることで、町内全体の活動になり、さらなる地域の教育力を高めていける余地があると考えます。							
			⑤ 除草作業やプール清掃については受益者負担はありませんが、社会見学に係る費用については参加者から徴収しているため、妥当と考えます。							
			委託形式により、自主的な活動を促し、活動者が目的意識をもって活動できるため、行政が担うよりは高い成果があげられると思いますが、行政からの委託料に頼らない運営方法や事業内容を会で模索していく余地もあると考えます。							
13 事業を			拡大した場合							
			学校区をさらに越えた町内全体としての活動に広げられる可能性があります。							
			縮小・廃止した場合							
			委託料を減少・廃止することにより、活動に係る諸経費を捻出することが困難になり、活動の幅が減少するとともに、今までの地域・学校とのつながりが希薄化する可能性があると考えられます。							
14 事業の方向性			拡大	改善	○	現状維持	縮小	廃止		

平成27年度東浦町教育委員会事務点検・評価表（評価対象年度：平成26年度）

事業番号	17	担当課	生涯学習課																				
1 事業名	親子ふれあい映画事業																						
2 総括評価 今後の課題	著作権法により上映映画が限定され、こどもに人気のあるメジャーなものが上映できないため、年々参加者が減少しています。また、文部科学省選定による情操教育にふさわしい内容の映画を上映しようとするため映画が限定されてしまう状況です。屋外上映の禁止がされている映画も増え、24年度から屋内で上映をおこなっています。そのため、こどもだけの参加者もあり、本来の目的から外れつつあります。そのため親子でふれあう機会の提供を映画会だけでなく、他の方法の検討も必要であると考えます。																						
3 事業の背景	青少年の健全育成に親子のふれあいは必要不可欠であり、近年共働きの家庭の増加に伴い、親子でのふれあいの時間・場が減少しています。青少年の健全育成に親子のふれあいは必要不可欠であり、ふれあいの場や機会の提供が必要であると考えます。																						
4 事業の目的	親子で同じ映画を鑑賞することにより、親子でふれあう機会を提供します。また、上映映画は、こどもの情操教育を促す内容を選択することで、青少年の健全育成を図ることを目的とします。																						
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	教育基本法第3条第12条 社会教育法第2条 愛知県生涯学習推進計画																						
6 関連事業	—																						
7 具体的な 実施内容	文部科学省選定一覧より親子向けの作品を選び上映します。 【平成26年実施内容】 日 時：平成26年8月30日（土） 午後6時30分から午後8時30分まで 場 所：文化センター ホール 上映映画：ももへの手紙 参加者数：約130人 委託内容 ①映画の上映 ②映画開始2時間前までに会場設営を完了します。 ③終了後の撤去作業は当日中に行います。																						
8 事業実績 (H24～ 26年度)	<table><thead><tr><th></th><th>委託費</th><th>上映映画</th><th>参加者</th><th>場所</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成24年度</td><td>283,500円</td><td>「Friendsもののけ島のナキ」</td><td>約205人</td><td>文化センター</td></tr><tr><td>平成25年度</td><td>310,800円</td><td>「おおかみこどもの雨と雪」</td><td>139人</td><td>文化センター</td></tr><tr><td>平成26年度</td><td>275,400円</td><td>「ももへの手紙」</td><td>約130人</td><td>文化センター</td></tr></tbody></table>				委託費	上映映画	参加者	場所	平成24年度	283,500円	「Friendsもののけ島のナキ」	約205人	文化センター	平成25年度	310,800円	「おおかみこどもの雨と雪」	139人	文化センター	平成26年度	275,400円	「ももへの手紙」	約130人	文化センター
	委託費	上映映画	参加者	場所																			
平成24年度	283,500円	「Friendsもののけ島のナキ」	約205人	文化センター																			
平成25年度	310,800円	「おおかみこどもの雨と雪」	139人	文化センター																			
平成26年度	275,400円	「ももへの手紙」	約130人	文化センター																			
9 特記事項	—																						

10 総事業費(千円)			24年度決算		25年度決算		26年度決算		27年度予算	
			1,584	1,511	対前年比(%)	456	対前年比(%)	494	対前年比(%)	
支 出	事業費	委託費	284	311	109.5%	276	88.7%	314	113.8%	
		役務費	0	0	0	0	0	0	0	
		需用費	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	
		合計	284	311	109.5%	276	88.7%	314	113.8%	
11 事業の評価		①法により市町村義務と定められている。				すべて	一部	○	いいえ	
		②行政関与の必要性が高い。				高い	○ 普通		低い	
		③事業効果が高い。				高い	○ 普通		低い	
		④事業範囲・規模は妥当である。				○ 妥当	改善の余地あり			
		⑤受益者負担は妥当である。				妥当	改善の余地あり			
		⑥手法は適切である。				適切	○ 改善の余地あり			
12 評価の理由		社会教育法第10条により、地方公共団体は家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援することから行政の関与が必要性和高いと考えます。								
		③ 年々参加者が減少傾向にあり、ここ数年は達成度が50%に満たない状況です。								
		④ 事業範囲が親子に限らず町民全体を対象としているため、事業規模も妥当であると考えます。								
		⑤ 観覧は無料で、受益者負担はありません。								
13 事業を		⑥ 手法は適切ですが、親子のふれあいの場の提供としては、映画以外の方法も検討する必要があると考えます。								
13 事業を	拡大した場合	映画会に限定せず、人形劇や劇団等の選択肢を増やすことができ、観覧者の増加に繋がる可能性があります。								
	縮小・廃止した場合	規模を縮小することで、参加人数が限定され多数の方に参加してもらうことができなくなります。また、映画会及び代替え事業の開催ができなくなり、親子ふれあいの機会の場を失うことになります。								
14 事業の方向性		拡大		改善	○	現状維持		縮小		廃止

平成27年度東浦町教育委員会事務点検・評価表（評価対象年度：平成26年度）

事業番号	18	担当課	生涯学習課		
1 事業名	成人式委託事業				
2 総括評価 今後の課題	成人式が中学や高校の同窓会的な意味合いが強くなり式典中であっても携帯電話利用や私語が増加するなど、成人式としての機能を失っている状態になってきています。また、主催する自治体首長などの式辞に関心を示さず式典が騒がしくなっています。これを防ぐためにも、新成人が実行委員となって企画・運営することにより、行政ではできない魅力ある式典の開催が可能となります。よって、現状どおり実行委員会へ委託することが望ましいと考えます。				
3 事業の背景	現行の成人式は、戦後の「成人祭」が起源とされ、儀式としては、「元服」から行われてきました。この、式典の企画運営を、行政から新成人に任せ、記憶に残り魅力的なものになるよう実施してきました。 平成21年度から予算についても新成人に裁量を持たせた委託事業として実施しています。				
4 事業の目的	青少年健全育成を目的として、町内3中学校より推薦された新成人の代表者を集めた実行委員会を組織します。この会に委託し事業を行うことで、各中学校区の地域間交流やリーダーの育成を図ることを目的とします。				
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	—				
6 関連事業	—				
7 具体的な 実施内容	成人式実行委員会に委託し、より新成人にとって魅力のある成人式の開催を目指します。 開催日：平成27年1月11日 【全体の流れ】 1. 成人式実行委員の推薦依頼（町内各中学校に男女3名ずつ依頼） 2. 成人式実行委員会を開催し、成人式の運営方法や内容、式典後の校区イベントについて決める。 3. 成人式式典（第1部・第2部）及び中学校区ごとに校区イベントを開催 4. 反省会 5. 報告書の提出 【成人式実行委員会】 構成員：町内3中学校より推薦された新成人 各中学校の男女各3人 計18人 【委託内容】 ①記念品の選定、製作（デザイン構成を含む） ②成人式に係る資料作成（案内はがき、式次第作成（デザイン構成）） ③会場設営及び撤去・式典運営（会場内案内、式典受付、式典進行、第2部運営） ④中学校区イベントの企画・運営（予算は各中学校区ごとの卒業生徒数により振り分け） ⑤事業計画書の提出 ⑥事業報告書の提出				
8 事業実績 (H24～ 26年度)	平成24年度 平成25年度 平成26年度	対象者 518人 558人 607人	出席者 455人 441人 489人	出席率 87.8% 83.7% 80.6%	委託費 1,100,000円 1,150,000円 1,150,000円
9 特記事項	式典は、実行委員の企画で2部制で実施しました。2部では新成人の企画・運営によるイベントとなり、思い出深い成人式となりました。H23年度より実行委員も準備から参加しており、自主性を育てる機会にもなっています。また、次年新成人にも前日の準備から当日の運営まで関わりをもたせています。				

10 総事業費(千円)			24年度決算		25年度決算		26年度決算		27年度予算		
			3,089	2,991	対前年比(%)	1,739	対前年比(%)	1,742	対前年比(%)		
支 出	事業費	委託費	1,100	1,150	104.5%	1,150	100.0%	1,150	100.0%		
		役務費	0	0	0	0	0	0	0		
		需用費	0	0	0	0	0	0	0		
		その他	0	0	0	0	0	0	0		
		合計	1,100	1,150	104.5%	1,150	100.0%	1,150	100.0%		
11 事業の評価		①法により市町村義務と定められている。				すべて	一部	○	いいえ		
		②行政関与の必要性が高い。				高い	○ 普通		低い		
		③事業効果が高い。				○ 高い	普通		低い		
		④事業範囲・規模は妥当である。				○ 妥当	改善の余地あり				
		⑤受益者負担は妥当である。				妥当	改善の余地あり				
		⑥手法は適切である。				○ 適切	改善の余地あり				
12 評価の理由		② 伝統的な行事であること、青少年リーダー育成を目的としていることから行政関与は必要です。成人式実行委員会主体となるため、最低限の関与でよいと考えます。									
		③ 新成人が主体になり企画立案及び運営することで、新成人にとってより思い出深い魅力ある式典の開催が可能となります。									
		④ 委託費のうち3/4が会場使用料及び設営費等式典開催に必要な経費のため妥当と考えます。									
		⑤ 町が成人に達する人々を祝い、自覚と自立をうながす行事であるため、受益者負担金はありません。									
		⑥ 魅力ある式の開催には、行政ではなく新成人の主体性で運営することが適切であると考えます。									
13 事業を	拡大した場合	拡大の可能性として、アトラクションや記念品の費用の拡大が考えられます。これにより出席率の増加が期待できますが町の財政負担の拡大や運営に関わる人数の増加につながります。									
	縮小・廃止した場合	代替事業が検討できないため廃止は考えていませんが、費用のかからない式典内容を工夫したり第2部については協賛金を集う等、方法を検討する必要があります。									
14 事業の方向性		拡大		改善		現状維持	○	縮小		廃止	

平成27年度東浦町教育委員会事務点検・評価表（評価対象年度：平成26年度）

事業番号	19	担当課	生涯学習課																												
事業名	地区コミュニティセンター等講座事業																														
2 総括評価 今後の課題	町民のニーズを把握し、趣味的な講座や地域・世代間の連携・交流を促す講座など内容を選び抜き、特色のある講座を開講していくよう検討していきます。																														
3 事業の背景	町民から各地区での講座開催の要望があり、森岡、緒川コミュニティセンター（旧公民館）に職員が配置されたのを機に講座を企画し開催してきました。																														
4 事業の目的	コミュニティ単位でされている、地区コミュニティセンター等で、住民ニーズに応じた各種教室・講座を開催し、地区の文化活動の拠点とすることを目的とします。																														
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	社会教育法第20、22条 教育基本法第3条、教育基本法第12条 愛知県生涯学習推進計画 東浦町生涯学習推進計画																														
6 関連事業	郷土資料館講座事業 文化センター講座事業																														
7 具体的な 実施内容	誰もが気軽に学習できる講座や教室を計画・実施し、地域の活性化を目指しています。また、講座終了後に同好会を立上げ、自主活動に移行するグループも発足しています。 【周知方法】 広報ひがしうら、町ホームページ 【受講料】 講師料の3/4（子どもは1/2）を定員で除した額 【対象者】 東浦町に在住、在勤の方 <table border="1"> <thead> <tr> <th><平成26年度実施状況></th><th>講座数</th><th>開催回数</th><th>受講者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森岡コミュニティセンター</td><td>5講座</td><td>18回</td><td>76人</td></tr> <tr> <td>緒川コミュニティセンター</td><td>5講座</td><td>25回</td><td>51人</td></tr> <tr> <td>卯ノ里コミュニティセンター</td><td>5講座</td><td>17回</td><td>58人</td></tr> <tr> <td>石浜コミュニティセンター</td><td>5講座</td><td>28回</td><td>74人</td></tr> <tr> <td>生路コミュニティセンター</td><td>5講座</td><td>11回</td><td>76人</td></tr> <tr> <td>藤江公民館</td><td>6講座</td><td>15回</td><td>119人</td></tr> </tbody> </table>			<平成26年度実施状況>	講座数	開催回数	受講者数	森岡コミュニティセンター	5講座	18回	76人	緒川コミュニティセンター	5講座	25回	51人	卯ノ里コミュニティセンター	5講座	17回	58人	石浜コミュニティセンター	5講座	28回	74人	生路コミュニティセンター	5講座	11回	76人	藤江公民館	6講座	15回	119人
<平成26年度実施状況>	講座数	開催回数	受講者数																												
森岡コミュニティセンター	5講座	18回	76人																												
緒川コミュニティセンター	5講座	25回	51人																												
卯ノ里コミュニティセンター	5講座	17回	58人																												
石浜コミュニティセンター	5講座	28回	74人																												
生路コミュニティセンター	5講座	11回	76人																												
藤江公民館	6講座	15回	119人																												
8 事業実績 (H24～ 26年度)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>講座数</th><th>開催回数</th><th>受講者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td><td>34講座</td><td>121回</td><td>459人</td></tr> <tr> <td>平成25年度</td><td>35講座</td><td>126回</td><td>493人</td></tr> <tr> <td>平成26年度</td><td>31講座</td><td>114回</td><td>454人</td></tr> </tbody> </table>		講座数	開催回数	受講者数	平成24年度	34講座	121回	459人	平成25年度	35講座	126回	493人	平成26年度	31講座	114回	454人														
	講座数	開催回数	受講者数																												
平成24年度	34講座	121回	459人																												
平成25年度	35講座	126回	493人																												
平成26年度	31講座	114回	454人																												
9 特記事項	講座受講者は講座終了後、同好会を立上げ自主活動をしています。 同好会発足団体数 H24年度 2団体（卯ノ里2） H25年度 6団体（卯ノ里2、緒川4） H26年度 なし																														

10 総事業費(千円)			24年度決算		25年度決算		26年度決算		27年度予算			
			3,943	4,064	対前年比(%)	1,894	対前年比(%)	2,068	対前年比(%)			
支 出	事業費	委託費	0	0	0	0	0	0	0			
		役務費	0	0	0	0	0	0	0			
		需用費	0	0	0	0	0	0	0			
		その他	953	852	89.4%	835	98.0%	1,004	120.2%			
		合 計	953	852	89.4%	835	98.0%	1,004	120.2%			
11 事業の評価			①法により市町村義務と定められている。			すべて	一部	○ いいえ				
			②行政関与の必要性が高い。			○ 高い	普通	低い				
			③事業効果が高い。			高い	○ 普通	低い				
			④事業範囲・規模は妥当である。			妥当	○ 改善の余地あり					
			⑤受益者負担は妥当である。			○ 妥当	改善の余地あり					
			⑥手法は適切である。			適切	○ 改善の余地あり					
12 評価の理由			社会教育法第20条により、公民館は市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としているからです。									
			③ 学習機会を広く一般に提供している事業であり、一部の講座では、終了後に同好会へ移行し、自主的に活動を継続しています。									
			④ 民間事業者と競合する趣味的講座は抑制し、地域の連携や交流を促進するような地域密着型の講座を開催する必要があります。									
			⑤ 受講料は受講者が講師料の3/4（子どもは1/2）負担しているため妥当です。（教材費は実費負担）									
			⑥ マイプロデュース講座を推奨し、地域による地域のための講座開催を推進します。									
13 事業を	拡大した場合	講座を増やすことにより、住民の選択の幅は広がり、さまざまなニーズに応じた学習機会を提供することができますが、講座による施設利用が増加し、一般利用者の利用に支障が出る恐れがあります。										
	縮小・廃止した場合	講座自体は文化センターでの開催に限定し、地区コミュニティセンターは講座終了後の同好会活動場所としての役割を果たすことにより、地域の活性化に貢献できますが身近で手軽に学習する機会が減少します。										
14 事業の方向性			拡大		改善	○	現状維持		縮小		廃止	

平成27年度東浦町教育委員会事務点検・評価表（評価対象年度：平成26年度）

事業番号	20	担当課	生涯学習課																																
1 事業名	文化センター講座事業																																		
2 総括評価 今後の課題	子供向けの講座は人気があるが、大人向けの講座では定員の半分に満たず開催できないことが多々ありました。専門性のある講座はあまり人気がないように感じます。 町民のニーズを把握し、趣味的な講座や地域・世代間の連携・交流を促す講座など内容を選び抜き、特色のある講座を開講する必要があります。また、周知方法やキャッチコピー等町民が興味を示す広報活動を考える必要があります。																																		
3 事業の背景	本町では、文化センターでの講座のほか、東浦高等学院が町内企業の従業員に講座等を開催していました。これらの講座は、はなのき会館に引き継がれていました。 また、昭和62年の臨時教育審議会の答申をきっかけに、生涯学習振興の施策がさらに展開されるようになりました。																																		
4 事業の目的	町民の学ぶ意欲に対応した生涯学習機会を提供するため、大学と連携した専門性の高い教室、講座や自ら企画・運営する教室講座を開催します。 また、教室・講座終了後の活動の継続支援など、住民の自主的な学習活動を支援します。																																		
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	社会教育法第20条、22条 教育基本法第3条、教育基本法第12条 愛知県生涯学習推進計画																																		
6 関連事業	郷土資料館講座事業 地区コミュニティセンター講座事業																																		
7 具体的な 実施内容	【講座の分野】 ・子供向け、託児付、青少年、料理、その他一般（団塊世代、男性向け等）講座 ・多様化した社会に対応するため、大学と連携し専門性の高い講座、プロの職人による講座 ・マイスタディー講座（学びたい人が自ら企画・運営） ・マイプロデュース講座（教えたい人が自ら企画・運営） 【活動の場の提供】 ・ボランティア講師の募集を行い、地域で活動する場を広げています。 ・講座修了後にサークルを立上げ自主活動に移行を推進しています。 ・子どもの自立心を養うため、新たに社会の仕組みを学ぶ「こどものまち」を開催しました。 子どもたち自身が住民となり、遊びを通してまちづくりを体験します。 【周知方法】 広報ひがしうら、町ホームページ 【受講料】 講師料の3/4（子どもは1/2）を定員で除した額 【対象者】 東浦町に在住、在勤の方 （大学連携講座は、衣浦定住自立圏形成協定により刈谷市在住・在勤の方も対象です。）																																		
8 事業実績 （H24～ 26年度）	<table><tr><td></td><td>講座数</td><td>開催回数</td><td>受講者数</td></tr><tr><td>H24年度</td><td>67講座</td><td>261回</td><td>1,223人</td></tr><tr><td>H25年度</td><td>68講座</td><td>221回</td><td>1,383人</td></tr><tr><td>H26年度</td><td>50講座</td><td>151回</td><td>1,194人</td></tr></table> <table><tr><td></td><td colspan="2">マイプロデュース講座</td><td>マイスタディー講座</td></tr><tr><td>H24年度</td><td>9講座</td><td>41回 受講者117人</td><td>なし</td></tr><tr><td>H25年度</td><td>3講座</td><td>11回 受講者 71人</td><td>1講座 3回 53人</td></tr><tr><td>H26年度</td><td>1講座</td><td>3回 受講者 10人</td><td>なし</td></tr></table> 【こどものまち】 開催日：H26年12月13日・14日 参加者：427人（1日目202人、2日目225人） スタッフ：子ども62人、大人7人				講座数	開催回数	受講者数	H24年度	67講座	261回	1,223人	H25年度	68講座	221回	1,383人	H26年度	50講座	151回	1,194人		マイプロデュース講座		マイスタディー講座	H24年度	9講座	41回 受講者117人	なし	H25年度	3講座	11回 受講者 71人	1講座 3回 53人	H26年度	1講座	3回 受講者 10人	なし
	講座数	開催回数	受講者数																																
H24年度	67講座	261回	1,223人																																
H25年度	68講座	221回	1,383人																																
H26年度	50講座	151回	1,194人																																
	マイプロデュース講座		マイスタディー講座																																
H24年度	9講座	41回 受講者117人	なし																																
H25年度	3講座	11回 受講者 71人	1講座 3回 53人																																
H26年度	1講座	3回 受講者 10人	なし																																
9 特記事項	講座受講者は講座終了後、同好会を立上げ自主活動をしています。 同好会発足団体数 <table><tr><td>H24年度</td><td>3団体</td></tr><tr><td>H25年度</td><td>2団体</td></tr><tr><td>H26年度</td><td>なし</td></tr></table>			H24年度	3団体	H25年度	2団体	H26年度	なし																										
H24年度	3団体																																		
H25年度	2団体																																		
H26年度	なし																																		

10 総事業費(千円)			24年度決算		25年度決算		26年度決算		27年度予算	
			7,442	6,895	対前年比(%)	5,059	対前年比(%)	5,778	対前年比(%)	
支 出	事業費	委託費	0	0	0	0	0	0	0	
		役務費	9	9	100.0%	11	122.2%	0	0	
		需用費	161	121	75.2%	144	119.0%	370	256.9%	
		報償費	2,551	2,172	85.1%	1,668	76.8%	2,075	124.4%	
		合 計	2,721	2,302	84.6%	1,823	79.2%	2,445	134.1%	
11 事業の評価			①法により市町村義務と定められている。			すべて	一部	○	いいえ	
			②行政関与の必要性が高い。		○	高い	普通		低い	
			③事業効果が高い。			高い	○	普通	低い	
			④事業範囲・規模は妥当である。			妥当	○	改善の余地あり		
			⑤受益者負担は妥当である。		○	妥当		改善の余地あり		
			⑥手法は適切である。			適切	○	改善の余地あり		
12 評価の理由			社会教育法第20条で公民館は市町村その他一定区域内の住民のために、生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としているからです。							
			③ 文化センター事業の一つとして、学習機会を広く一般に提供している事業。毎年新規講座を開拓しています。							
			趣味的な講座は、民間事業者と競合するため、公民館は啓発的な講座や地域・世代間の連携・交流を促す講座などの教育的意図の高い講座の検討をする必要があります。定員に満たない講座については見直す必要があります。							
			⑤ 受講料は受講者が講師料の3/4（子どもは1/2）負担しているため妥当です。（教材費は実費負担）							
			⑥ 幅広い世代や多様化する住民のニーズにあった講座を計画します。							
13 事業を			講座の種類を増やしたり、講師に著名人を起用することにより、住民の選択の幅が広がり、住民ニーズにあった講座ができますが、事務量の増加及び町の財政負担が大きくなります。							
拡大した場合										
13 事業を			講座の内容を見直し趣味的な講座を減し、地域の住民に根ざした事業に重点をおくことにより、地域の輪をつくる事業を推進する事が出来ます。しかし事業を廃止した場合、地域住民の様々な学習機会や生きがいを感じる場の提供がなくなり、学習活動をとおして地域での暮らしを豊かにする機会が減少します。							
縮小・廃止した場合										
14 事業の方向性			拡大	改善	○	現状維持		縮小	廃止	

平成27年度東浦町教育委員会事務点検・評価表（評価対象年度：平成26年度）

事業番号	21	担当課	生涯学習課
1 事業名	文化センター落語を楽しむ会事業		
2 総括評価 今後の課題	伝統文化事業に触れる機会の提供とし当事業を開催しています。真打となった三遊亭とん馬氏始め3名とH21年度から石浜出身の立川平林氏に加わり出演者は4名となりました。毎年楽しみにしているファンも増えてきたため、今後も実行委員に委託し実施したいと考えています。		
3 事業の背景	文化センター事業として、貸館だけでなく、コンサート、講演会なども行いたいとの機運が高まってきました。教育長を含め検討をした結果、半田市出身の落語家がいることを知り、半田高校で三遊亭とん馬氏同窓の方が実行委員を立上げ「東浦寄席」が始まりました。		
4 事業の目的	日本に伝わる伝統芸能を企画提供することで、地域住民の文化の向上を図ります。		
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	社会教育法第2条		
6 関連事業	—		
7 具体的な 実施内容	落語を楽しむ会実行委員会への委託事業として開催します。 【実施内容】 実行委員：10名（三遊亭とん馬氏の同窓生7名） 日 時：平成26年12月20日（土） 午後2時から 場 所：文化センター ホール 委 託 料：335千円 入 場 料：前売券1,000円 当日券1,200円 チケット販売枚数：226枚 出演者：三遊亭とん馬、立川平林、松乃家扇鶴、三遊亭遊かり 【委託内容】 ①企画・立案・運営 ②事業計画書の提出 ③事業報告書の提出		
8 事業実績 (H24～ 26年度)		委託料	入場者
	H24年度	335千円	216名
	H25年度	335千円	235名
	H26年度	335千円	215名
9 特記事項	第1回を平成19年12月22日（土）に開催し、平成27年度で9回目となります。		

○ 総事業費(千円)			24年度決算		25年度決算		26年度決算		27年度予算			
			1,926	1,821	対前年比(%)	881	対前年比(%)	939	対前年比(%)			
支 出	事業費	委託費	335	335	100.0%	335	100.0%	335	100.0%			
		役務費	0	0	0	0	0	0	0			
		需用費	0	0	0	0	0	0	0			
		その他	0	0	0	0	0	0	0			
		合 計	335	335	100.0%	335	100.0%	335	100.0%			
11 事業の評価			①法により市町村義務と定められている。						すべて	一部	○	いいえ
			②行政関与の必要性が高い。						○	高い	普通	低い
			③事業効果が高い。						高い	○	普通	低い
			④事業範囲・規模は妥当である。						○	妥当	改善の余地あり	
			⑤受益者負担は妥当である。						○	妥当	改善の余地あり	
			⑥手法は適切である。						○	適切	改善の余地あり	
12 評価の理由			② 社会教育法第2条において、社会教育の定義に、青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（レクリエーションを含む）をいうことから行政関与が必要と考えます。									
			③ 参加者の年齢層が高く、毎年楽しみにしている方が多くなっています。									
			④ 半田市出身の三遊亭とん馬氏の高校の同級生が実行委員となり企画運営しており、東浦町出身の嘶家平林氏も出演していただき、事業範囲、規模は妥当と考えます。									
			⑤ 出演料や諸経費から考えると、受益者負担は妥当であると考えます。									
			⑥ 地域住民のみなさんを主体とした地域文化の向上を目的としているので、実行委員会による運営は適切であると考えます。									
13 事業を	拡大した場合		著名な方への出演依頼が可能となり、参加者の増加が期待できます。									
	縮小・廃止した場合		地域で古典芸術鑑賞をする機会がなくなり、地域の文化向上につながりません。									
14 事業の方向性			拡大		改善		現状維持	○	縮小		廃止	